

協議第 2 2 号

**事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目 1 2）**

大平町・岩舟町・藤岡町 3 町合併後の新市における事務組織及び機構の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会 長 鈴 木 俊 美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	1 2 事務組織及び機構の取扱い	関係項目
調整の内容	新市の事務組織及び機構は、「新市の事務所の位置」の確認事項を踏まえ、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき合併時まで調整するものとする。	

新市における事務組織・機構の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民サービスの低下を招かない組織・機構とする</li> <li>2 住民が親しみやすく利用しやすい組織・機構とする</li> <li>3 住民の声を適正に反映することができる組織・機構とする</li> <li>4 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする</li> <li>5 行政課題や緊急時に即応できる組織・機構とする</li> <li>6 指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確な組織・機構とする</li> <li>7 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構とする</li> <li>8 簡素で効率的な行政運営ができる組織・機構とする</li> </ol>
3 町の組織機構の現況 (平成 15 年 4 月 1 日現在)	別 表

